

社会福祉法人四街道市社会福祉協議会 広報紙広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人四街道市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が発行する広報紙への広告掲載に関し、社会福祉法人四街道市社会福祉協議会広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び社会福祉法人四街道市社会福祉協議会広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の基準)

第2条 広報紙に掲載できる広告は、要綱第3条各号のいずれにも該当せず、かつ基準に定める掲載しない広告の内容に該当しないものとする。

(広告掲載の優先順位)

第3条 広告掲載を決定する場合の優先順位は、原則として申込みの順序とする。ただし、掲載内容に期日又は期間を限定するものがあるときは、先に申し込みのあったものと調整できるものとする。

(広告の規格等)

- 第4条 掲載する広告は、広報紙の指定された広告枠への掲載とする。
- 2 広告の規格及び広告掲載料については、別表のとおりとする。
 - 3 広告原稿は、PDF形式又はオフィス系ソフト（エクセル、ワード、パワーポイント）にて、本会が指定する規格のサイズで作成することとする。
 - 4 同一広告掲載申請者（以下、「申請者」という。）が広告掲載できる枠数は、原則として広報紙毎号につき1枠までとする。
 - 5 広告原稿は、申請者の責任及び負担で作成する。
 - 6 広告のデザイン及び内容は、本会広報紙のイメージを損なわないものとする。
 - 7 広告原稿に写真、イラスト、ロゴなどを使用する場合は、申請者において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生した場合は申請者が負担する。
 - 8 この他に定められていないものは、この条に定めるもののほか、広告の規格等に関し必要な事項は、申請者と本会が協議のうえ決定する。

(広告掲載回数)

第5条 広告の掲載回数は、広報紙の発行回数に合わせて年3回までとする。

（1回目：4月15日号、2回目：8月15日号、3回目：12月15日号）

(広告掲載の申込み及び決定)

第6条 申請者は、四街道市社会福祉協議会広報紙広告掲載申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、会長に申し込むものとする。

- 2 前項の広告原稿は、第4条第3項に定める形式により提出するものとする。
- 3 会長は、第1項の規程による申込みがあったときは、要綱第3条の規程に基づいて審査を行い、四街道市社会福祉協議会広報紙広告掲載等決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第7条 広告掲載の決定を受けた申請者は、会長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

（広告不掲載時の措置）

- 第8条 申請者の責に帰さない理由により、広告が掲載されなかった場合は、納付済みの広告掲載料の全額を還付するものとする。
- 2 還付する広告掲載料の額は、掲載されなかった回数に応じて別表に定める1回あたりの金額を基準として算定する。
 - 3 前2項に定める場合を除き、既納の広告掲載料は還付しない。

（広告掲載の取消し）

第9条 会長は、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第7条に規定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 申請者から広告掲載の辞退の申出があったとき
- (3) その他会長が広告掲載に支障があると認めたとき

2 前項の規程により広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、前条第3項の規程を準用する。

（申請者の責務）

第10条 申請者は、要綱第11条の規程に基づき、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連する損害賠償の請求がなされた場合は、申請者の負担と責任のもと解決する。

（免責）

第11条 第9条の規程による広告掲載の取消しその他本会の責めによらない原因により申請者が受けた損害については、本会はその責めを負わない。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月25日から施行する。

別表（第4条第2項）

規格 (1 枠につき)	掲載場所	掲載位置	掲載回数	広告掲載料 (1 枠につき)
縦 4.5 cm 横 4.5 cm	広報誌下段	裏表紙	年 1 回	20,000 円
			年 3 回	57,000 円
		中面	年 1 回	15,000 円
			年 3 回	42,000 円
縦 5 cm 横 10 cm		裏表紙	年 1 回	30,000 円
			年 3 回	85,000 円
		中面	年 1 回	25,000 円
			年 3 回	72,000 円

様式第1号（第6条第1項）

四街道市社会福祉協議会広報紙広告掲載申込書

年 月 日

社会福祉法人
四街道市社会福祉協議会
会長 様

会社・団体名
住 所
T E L
E メール
担当者氏名

四街道市社会福祉協議会広報紙広告掲載への広告掲載を下記のとおり申し込みます。

記

1. 規格 縦4.5cm×横4.5cm ・ 縦5cm×横10cm
2. 掲載希望回数 年 回 （ 裏表紙 ・ 中面 ）

※年に1回または2回を希望した場合のみ、以下の内容に○を付けてください。

（ 掲載月： 4月15日号 ・ 8月15日号 ・ 12月15日号 ）

※申し込みにおける承諾事項

1. 社会福祉法人四街道市社会福祉協議会広告掲載要綱及び同広告掲載基準並びに四街道市社会福祉協議会広報紙広告掲載取扱要領を遵守します。
2. 申込内容に変更が生じる場合は、必ず事前に連絡致します。

様式第2号（第6条第3項）

四街道市社会福祉協議会広報紙広告掲載決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人
四街道市社会福祉協議会
会長

年 月 日に申し込みがありました四街道市社会福祉協議会広報紙の広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 決定内容 (掲載する ・ 掲載しない)
2. 掲載しない場合
(理 由)

【提案理由】

本案は、本要領が、本会広告掲載要綱及び基準に基づき、広報紙への広告掲載に関する具体的な手続き、規格、掲載料等を定め、これにより広告掲載業務の適正な運用を図るとともに、本会の自主財源確保に資することを目的とし制定するものです。